

極秘

1175

一九三三年六月二十日

一九三三年四月二十二日紐育ニ於ケル支那駐米大使
施肇基氏ノ日支問題ニ關スル演説

在南京中華民國外交部情報局

朝鮮總督官房外事課 謹

513 0514

朝鮮總督府

1175

緒言

五

朝鮮總督府

本演説ハ一九三三年四月二十二日紐育ニ於テ支那駐米大使施肇基氏カ
日支問題ニ關シテ試ミタモノテアル本演説ノ要旨ハ左ノ通りテアル

一日本ノ條約違反ニ關スル實例

二日本ノ支那政府非難ニ對スル反駁

三日本ノ支那擾亂陰謀ノ暴露

四横暴ニシテ無責任ナル日本軍閥ノ極東半和立世界平和ニ對スル
脅威

五支那革命後ニ於ケル支那ノ社會的經濟的政治的革新運動ノ漸
進的發展

中華民國外交部 情報局長

514 0515

0537

REEL No. A-0114

アジア歴史資料センター

〔日本ノ條約違反ニ關スル實例〕

日本代表カ過去十九ヶ月間ニ於ケル日本ノ行動ヲ正當テアルトスル誤レル主張ニ對シ茲ニ柳カ所見ヲ述フルノ機會ヲ得マシタ顧ハ私ノ最モ欣快トスル所テアリマス

日支紛爭問題ニ關シ日本ハ國際聯盟埋葬會並ニ總會ニ於キマシテ機會アル毎ニ聯盟規約及其ノ他ノ諸條約ヲ遵守スル旨極力主張イタシマシタカ其ノ後日本カ其ノ首ヲ反古ニ致シマシテ顧ミナイ舉ハ吾々周知ノ事實テアリマス

一九三一年九月以降日本ハ諸國ト種々ノ協約ヲ致シテ置キナカラ少シモ之ヲ履行シナカツタノテアリマス 日本ノコノ行動ハ別ニ驚クニ足ラナイノテアリマシテ若シ吾々カ日本ノ外交史ト云フ様ナモノヲ調ヘテミマスナラハ日本ハ從來其ノ條約協定ヲ少シモ遵守シテイ

朝鮮總督府

コトヲ發見スルテアリマセウ

日本ハ門戸開放ノ名ノ下ニ支那ト極々ノ協定ヲ致シマシタカ然シ一九一五年ニ日本ハカノ二十一箇條要求ヲ提出シ日本ノ支那ニ對特殊權益ヲ要求シテ居ルノテアリマス コレハ明カニ門戸開放ノ趣意ニ背馳スルモノテアリマス米國ニ於キマシテハ日本ノ支那ニ對スル二十一箇條要求ハ米國ノ權益ヲ侵害スルモノテアルカラ之ヲ承認スル事ハ出來メト云フ通牒ヲ日本政府ニ發シタノテアリマス 支那ハ此ノ二十一箇條要求カ對支條約ニ基ク列國ノ權益ヲ侵害スルモノテアルト云フ事ヲ充分承知シテイマシタカラ列國ニ聲明ヲ發シテ支那カコノ要求ヲ承認シタノハ日本カ支那ニ對シテ武力行使ノ脅迫手段ニ訴ヘタ結果テアル事ヲ明カニシタノテアリマス一方米國ハ更ニ日本ニ對シ左ノ如キ正式通牒ヲ發シマシタ

516 0517

515 0516

1175

「目下日支兩國政府間ニ締結サレントシテイル條約ハ支那ニ於ケル
米國ノ權益、支那共和國ノ政治的保全並ニ門戸開放トシテ一般ニ
知ラレテイル對支國際政策ヲ侵害スルモノト認ムルカ故ニ米國政
府ハ之ヲ承認シ能ハサン旨ヲ日本帝國政府ニ通告ス」

從來日本ハ支那ニ對シ門戸開放政策ヲ充分尊重スル旨聲明致シテオ
リマシタ處遂ニ一九一九年ヨリ一九二〇年ニ至リマシテ日本ハコレ
ヲ疎謙シ始メタノテアリマス即チ日本ハ英米佛三國政府ト國際銀行
借款ノ設定協定ヲナズニ當リマシテ先ツ滿洲ノ優先權承認問題ヲ持
チ出シタノテアルコトハ今更贅言ノ必要ハナイノテアリマス
以上、問題ニ關聯シマシテ日本カ滿洲ヲ政治的に支配致シマスル限
リ日本ヲ除ク他ノ諸國カ其ノ對滿貿易上如何ナル影響ヲ蒙ルモノテ
即チ

朝鮮總督府

アルガト云フ事ヲ考察シテ見タイト思ヒマス

吾々ハ日韓併合以後朝鮮ノ外國貿易力全然日本ニ依ツテ獨占サル
ニ至ツタト云フ事實ヲ熟知致シテオリマスコレト同様ニ現在ノ滿洲
ニハ既ニ斯ノ如キ傾向カ現ハレテキルノテアリマスコレハ滿洲ニ於
ケル主要外國商館ノ現状ヲ一瞥スレハ明白ナ堪テアリマス
サレテアリマス

「最近ノ米國ノ對滿貿易狀況ハ極メテ不振ナルモ之ニ反シ日本ノ對

1175

518 0519

REEL No. A-0114

0560

アジア歴史資料センター

517 0518

1175

朝鮮總督府

満貿易ハ極メテ殷盛フ極メ居レリ」

通般松岡氏ハ道徳竝ニ法律的方面ヲ全然沒却シテ次ノ如ク述ヘテ居リマス

「若シ列國カ日本ニ極東ノ政治的獨裁權ヲ許スナラハ米國ノ資本竝勞力ヲ使用スル機會ハ今後逐次増加スルニ至ルテアラウ」

松岡氏ハ以上ノ旨ヲ以テ米國人ノ事業慾ヲ刺戟セント試ミタノテアリマス然シ最近日本ニ於ケルブショナルシチー銀行、シンガーミシン會社並ニゼネラル電氣會社等ノ營業狀態ニ鑑ミマシテ米國實業家カ松岡氏ノ言ヲ輕信サレルカ如キコトハ恐ラクアルマイト私ハ考ヘルノテアリマス

吾々カ茲ニ見逃シテナラヌ一舉ハ滿洲モ朝鮮ノ先例ニ倣フモノテアルト云フ趣テアリマス 日本ハ現在滿洲ニ日本ノ主權ヲ確立セント

朝鮮總督府

1175

056

520 0521

519 0520

スルカ如キ野心ハ毫モ有シテ居ラメト主張致シテオリマスカコレハ日本ノ常套手段テアリマシテ日本ハ此ノ手段ニヨツチ朝鮮ヲ併合シタノテアリマス ソノ證據ト致シマシテ次ノ諫文ヲ一斷スレハ明白ナル事テアリマス即チ

一八九四年 日韓條約第一條「日本ハ朝鮮ノ獨立ヲ極力維持ス」

一八九八年 日露條約「日露兩國政府ハ絕對ニ朝鮮ノ獨立ヲ認メ且内政干涉ヲ極力避クヘキコト」

一九〇二年 日英條約「日本ハ朝鮮ノ獨立ヲ確認シ且朝鮮ニ對シ何等侵略的意圖ヲ有セス」

以上ノ條文ニ於テ明カテアリマスヨウニ日本ハ當時朝鮮ノ獨立ヲ充分認メテ居タノテアリマシテ一九〇四年ノ日韓條約ニ於キマシテモ「日本政府ハ朝鮮ノ獨立竝ニ領土保全ヲ極力保護ス」ト宣誓シテオリマスカソノ翌年ニ至リマシテ日本ハ遂ニ朝鮮ヲ併合シタノテア

REEL No. A-0114

アジア歴史資料センター

リマス」

斯ノ如ク日本ノ條約違反ノ實例ハ枚舉ニ遍カナイテアリマシテ近クハ九ヶ國條約、ケロツク條約更ニ國際聯盟規約違反等今更茲ニ株返シテ申上ケル必要ハナイト思ヒマス

カール有様テアリマスカラ日本力將來ニ於ケル滿洲國ノ獨立及領土保全ヲ如何ニ世界ニ對シテ保證致シマセウトモ最早世界各國ハ日本ノ旨ニ惑ハサルルカ如キコトハ斯シテナイト私ハ確信シテギル次第テアリマス

(二) 日本・支那政府非難ニ對スル反駁

通般松岡氏ハ滿洲問題ニ關シテ日本政府ノ正式宣言ト矛盾スルカ如キ演説ヲナサレタノテアリマス同氏ノ説ニ依リマスレハ滿洲ハ支那帝國(又ハ共和國)内ノ特殊區域テアリマシテ支那ノ領土並ニ其ノ

1175

1175

0523

522

行政區域内ニ包含サルヘキモノテハナイト云フノテアリマス
然シ吾々ハ一九〇五年二月五日ノ日本ノ對露通牒ニ示サレタ文書ト
松岡氏ノコノ主張トノ間ニ明カニ矛盾シタ點ノアル事ヲ見出シ得ル
ノテアリマスコノ對露通牒ニ依リマスト「日本ハ露國政府カ滿洲ニ於テ支那ノ領土保全ヲ尊重セサルコトニ對シ抗議フナシ更ニ支那ノ領土保全ハ露國軍ノ滿洲撤退ノ延引ニヨリ益々脅威ヲ受クルモノナリ」ト述ヘテ居リマス

最近發行サレマシタ佛國外交文書ニ依リマスト日露戰交斷絕後ニ於キマシテ當時ノ外相小村男ハ佛國外相ニ對シ「日本ハ露國カ滿洲ヲ支那ノ一部ト認ムルコトヲ希望ス」ト述ヘテイルノテアリマス
現在ニ於キマシテハ日本ハ所謂滿洲國ナルモノヲ支援擁護スル事ヲ以テ正當ナリトシテキマスカコレハ恐ラク日本カ滿洲ヲ支那ノ一部

0522

521

1175

朝鮮總督府

ト認メテキナイタメテアリマセウ コレハ一九〇四年ノ小村外相ノ
旨ト全ク矛盾スルモノテアリマス當時日本ハ滿洲ヲ支那ノ一部ト考
フルコトカ自國ニトツテ利益テアツタダメ滿洲ヲ支那ノ一部ト主張
シタノテアリマスシカルニ現在ニ於テハ滿洲ヲ支那ノ一部ニ非スト
主張スルコトタ以テ自國ノ利益テアルト考ヘテキルノテアリマス
私ハ更ニ日本ノ矛盾セル主張ヲ指摘シタイト思ヒマス
松岡氏ハ支那ヲ評シテ秩序無キ國家ニシテ政府アルモ名ノミニシテ
之ヲ信頼シ能ハヌト極言シテキルノテアリマス

日本ハ日支紛争問題カ國際聯盟ニ持チ出サルルマテハ支那ニ對シテ
同問題ヲ聯盟ノ裁決ニ一任スル権限メタノテアリマス

然ルニ同問題カ一度聯盟ノ手ニ渡ルヤ否ヤ日本ハ從前ノ主張ヲ變シ
テ同問題ハ國際聯盟ニヨリテ裁決サルヘキ性質ノモノニ非スシテ日

1175

朝鮮總督府

支直接交渉ニ委メハキモノテアルト主張シタノテアリマス 日本ノ
云フカ如ク支那カ秩序無キ國家テアリ政府アリテモ信頼スルニ足ラ
サルモノト致シマスレハ何故日本ハ日支直接交渉ヲ主張スルノテア
リマセウカ コレヲ以テシテモ日本ハ甚タシキ矛盾ニ陥ツテキルト
云ハネハナリマセヌ

(三)日本ノ支那擾亂陰謀ノ暴露

日本カ支那政府ヲ有名無實ノ存在テアツテ殆ント信頼スルニ足ラスト
トマテ非難攻撃致シマスニ付テハ理由カアルノテアリマス
從來日本ハ支那ニ對シ友邦トシテノ助力ヲ與ヘス却ツテ有ユル機會
ヲ利用シテ支那ニ干渉シ強力ニシテ統一アル支那政府樹立ノ妨害フ
行ツタノテアリマス

コノ真相ハ支那革命以後ニ於ケル極東ノ事態ニ關心フ有シテ居ラレ

524

0525

523

0524

REEL No. A-0114

0563

アジア歴史資料センター

1175

ル方々ニハ明白ナ所テアラウト存シマヌ其ノ詳細ヲ御研究ニナラレ
タイ方ハ一九三二年十一月二十一日國際聯盟理事會ニ於ケル「支那
政府ニ關スル聲明」ト題スル顧維均氏ノ演説（リツトン報告書ニア
リーラ御參照下サレンコトヲ願ツテオキマス

日本カ私カニ支那擾亂ヲ蠻策セル想背ヲ今少シク明カニスル爲メ在
北京米國外交團代表タリシラインシユ氏ノ言ツ茲ニ引用シ度イト思
ヒマス向氏ハ「支那ニ於ケル一米國外交官」ト題スル著書ノ中ニ左
ノ如ク述ヘテオリマス

「日本ハ有ラユル手段方法ヲ諦シテ支那國內ニ紛争ヲ惹起セシメ且
之ヲ繼續セシメ以テ支那ヲ擾亂セント企テテギル

コノ主ナル手段トシテハ支那不良軍人（殆ント匪賊ノ如キモノ）
ニ物資ヲ供給シテ之ヲ貰收シ又ハ煽動者ヲ使嗾シテ紛擾ヲ起サシ

朝鮮總督府

1175

メモルヒネ、阿片等ノ禁制品ヲ密賣シ或ハ支那官憲ニ金品ヲ貸與シ
賭博ヲ送リ又ハ脅迫手段ヲ以テ之ヲ寵給スル等ノ方法ヲ用ヒタ更ニ
日本ハ支那ノ銅貨密輸出ヲ企テ各地方ノ鹽務行政ヲ擾亂シテギルノ
テアル世界大戰ノ際日本ハ支那ノ聯合軍參加ニ極力反對シタノテア
ルカ日本ノ反對意見ニ依レハ支那ハ殆ント實力ナキ國家ナレハコレ
ヲ聯合軍ニ參加セシムテモ何等益ナキノミカ却ツテ有害テアルト云
フ事テアツタ

然シ事實支那カ當時聯合軍參加ヲ許サレテキタナラハ喜ンテソノ職
責ヲ全ウシ世界平和ノタメ貢獻スル所カアツタテアラウ

日本ハ世界大戰ヲ利用シテ支那ヲ陷害ニ陷ラシメント試ミタノテア
ル更ニ日本ハ支那人ノ社會的政治的弱點ヲ利用シテ支那人ノ腐敗悪
化ヲ企テタ例ヘハ謀反、強盜、紙幣ノ鑄造、官憲ノ墮落、重要ナル

526

0527

525 0526

0564

REEL No. A-0114

アジア歴史資料センター

公私企業ノ信頼失墜、或ハ危險極マル貨物ノ發賣等々シカシテコノ裏面ニ惡徳日本人力盛シニ活動ヲ横ケ支那人ニ莫大ナル損害ヲ興ヘテ居タコトハ事實アル

以上ヲモツテ直ニ日本國民全體ヲ非難スルハ當ラ得サルコトテアルカコノ裏面ニ日本軍閥策動シテ居タコトハ事實ヲアツテコレヲ否定スルコトハ出來ナイノアル

四横暴ニシテ無責任ナル日本軍閥ノ世界平和並極東平和ニ對スル脅威私ハ横暴且無責任ナル日本軍閥ノ跋扈力極東否世界平和ニ對シテ如何ナル脅威ヲ興フルモノテアルカト云フコトヲ茲ニ檢討シテ見ダイト思ヒマス

國際關係ニ於マシテ國家政府ヲ代表シテ行動致シマスモノハ外務省テアリマス 故ニ外務省ハ憲法上ヨリ見テモ當然其ノ代表スル國家

政府ノ政策協定ヲ確乎タル信念ノ下ニ行ヒ傳ル権限ヲ賦與サレテ居ルヘキ苦テアリマス シカシテ事實斯ル權限ヲ賦與サレテキナイ外務省カアルトシマスナラハ他國ノ外務省ハドウシテソノ外務省ト國際的共同政策或ハ特殊問題ヲ討議シ協定スル權力出來マセウカシカシテ日本ノ外務省カ即チコレテアリマス。日本軍部ハ憲法又ハ勅令ニ依リ日本政府内ニ於テハ獨自ノ立場ヲ興ヘラレテ居リ他ヨリ拘束ヲ受クルカ如キコトハ絶對ナイノテアリマス 日本政府ハ外務省又ハ其ノ代表者ヲ通シテ他國ト交渉シ協定ヲ結シテモ日本軍部ノ反対ニ遭ヘハコレヲ押切レス結果進退兩難ニ陥ツテシマフノテアリマススノ如キ國家ノ存在カ世界ノ平和ニ對シテ甚タシキ脅威ヲ興フルモノテアルト云フコトハ期セヌシテ明カナ處テアリマス世界各國カ斯ノ如キ政府即チソノ軍部ヲ統制シ得サン無力ナル政府ヲ極力排

擊スルノハ至極當然ノコトテアリマシテ疑念ヲ決ムヘキ餘地ハ殆ト
ナイト思フノテアリマスカ只私力遺憾ト存シマス點ハ何故諸國ハ斯
ノ如キ日本政府ノ存在ヲ默認シテキルカト云フ舉テアリマス
以上ノ事實ニ立脚致シマシテ日支兩國政府ノ中何レカ多ク危險性ヲ
有スルモノテアルカ比較シテ見タイト思ヒマス
勿論支那政府ハ軍事上ヨリシテモ又政治的方面ヨリシマシテモ極メ
テ貧弱ナル存在テアリマシテ世界平和ニ對シテ何等脅威ヲ與ヘ得ル
モノテアリマセヌシカシ萬一支那政府力強力ニシテ侵略主義的國家
日本ノ野望ヲ滿スヘキ好辞トナツタ時ノ舉ヲ考ヘレハ問題ハ自ラ別
ニナリマヌ一方日本政府ハト申シマスニコレハ恐ルヘキ存在テアル
事ハ諸賢ノ夙ニ御承知ノ處ト思ヒマヌ殊ニコレヲ軍事的方面ヨリ考
ヘマヌ時ニ於テ日本政府ハ他國政府ノ如ク軍部ヲ統制スル力ヲ有シ

マセヌカ故ニ世界平和ニ對シ恐ルヘキ脅威タルコトハ爭ヘナイ事實
テアリマスコノ事ニ關シマシテハ本年四月七日ウキリヤム、アル、
キヤスル氏カ米國政治社會科學研究會ニ於テ試ミマシタ演說中ニ明
白テアリマス即チ同氏ハ「米國政府ハ日本軍部カ斯ノ如ク完全ニ日本
本政府ヲ支配シヨウトハ夢ニモ思ハナカツタ換言スレハ米國ハ日本
政府カ完全ニ瓦解シタトハ思ハナカツタノテアル余ハ先日日本大使
ニ向ツテ日本政府カ事實上瓦解シタト云フコトハ世界ノ大局ヨリ見
テ最モ悲シムヘキ畢テアルト云ツタコトカアル」ト述ヘテキマス
スノ如キ狀態ニアル日本ハ極東平和否世界平和ニ對スル癌テアルト
云ツテモ過言テアリマセン私ハコレニ關シテ更ニ國際聯盟理事會ニ
於ケル顏惠慶氏ノ辯駁體ヲ引用シタイノテアリマス
「日本代表者ハ日本ヲ以テ最モ統制アル國家テアルト稱シテキル然

1175

シ日本ノ如ク軍閥ノ跋扈甚タシク政府ニソノ統制力ナキ國家ヲシテ最モ統制アル國家ナリト云フハ甚ダ其ノ意ヲ得ヌコトアル日本外交官ハ他國ノ外交官ト共ニ會議ニ列シ誠心誠意條約協定ヲ遵守スヘキコトヲ誓ツタニシテモ其ノ翌日ニ至レハ彼等ハ昨日ノ誓ヲ反古ニシテ毫モ恥ツル所カナイノテアル斯ル國家ヲ目シテ我々ハ最モ統制アル國家ナリト云フフ得ルテアラウカ

日本ハ錦州攻撃ヲ断シテ行ハスト聲明シタニ拘ラス錦州占據ヲ敢行シタテハナイカ更ニ關東震災當時我同胞ハ日本人ノ爲殺戮セラレ其ノ後朝鮮ニ於テモ何等罪ナキ支那商人ノ殺戮セラレシモノ百有餘名ニ達シタテハナイカ斯ル國家ヲ我々ハ最モ統制アル國家ト云フフ得ルテアラウカ」

日本ハ以上述ヘタ様ナ狀態ニアルニ拘ラヌ反對ニ支那ヲ統制ナキ國

家テアルト非難致シマス。コノ眞否ノ議論ハ暫ク措キマシテ事實ハソノ政府ノ統制力如何ヲ檢討致シマスレハ自ラ明カトナルノテアリマス

(五)支那革命後ニ於ケル支那ノ社會的經濟的並政治的革新運動ノ漸進的發展
目下ノ支那政府ハ一九二一年及ヒ同二十二年ノ華府會議前後ニ比較致シマシテ一段ノ進展ヲナシテキルノテアリマス

(四)支那革命後ニ於ケル支那ノ社會的經濟的並政治的革新運動ノ漸進的發展

私力最後ニ賭貲ノ御注意ヲ喚起致シタイト思ツテオリマス點ハ最近支那ニ三大革新運動力漸次進展シテ來タコトテアリマス。其ノ三大革新運動トハ何カト申シマスト即チ

「國民的總意ノ上ニ國家的政府ヲ樹立セントスル政治的革新運動
一、生産法並配分法ヲ近代化サントスル經濟的革新運動

1175

532 0533

531 0532

朝鮮總督府

1175

思想界精神界ノ各分野ニ亘ツテ更生セントスル文化的革新運動
テアリマス然シ私ハ此處數年間ニ於テ以上ノ三大合成運動力急ニ進
展シテ來タモノテアルト主張スル者テハナイノテアリマス
支那ハ此ノ三大合成運動ノ進展ヲ圖ルタメニ過去ニ於テ有ユル困難
ヲ克服シテ來タノテアリマス
支那ヲ最モヨク理解シテギル万々ハ支那カ各方面ニ於テハ如何ニ努
カヲ拂ヒツツアルカラ承知シテギルテアリマセウ
私ハ最近ニ於ケル支那ノ經濟的及商業的發展ノ事實ヲ示スコトカ出
來ルノテアリマス例へハ支那カ世界的不況ノ影響ニ對シ列國ニ比シ
テ如何ニ雄々シク對抗シテ來タカト云フコトニ封イテ御存シノ方モ
アリマセウ支那ハコノ爲ニ有ユル天災、洪水、疫病、地震等ノ大
苦難ト鬪ヒ抜イテ來タノテアリマス

朝鮮總督府

1175

日本カ主張シマス様ニ支那カ政治的統制ナキ國家テアルトスルナラ
ハ如何ニシテ世界不況ノ影響ニ暨ヘルコトカ出來タテアリマセウカラ
支那カ軍閥ノ勢力爭ヒヨリ脱スルコトカ出來ナカツタコトハ否定シ
得ナイ事實テアリマス然シ支那ノ領土ハ廣汎ニ亘ツテアリマスカラ
支那ノ社會的經濟的並政治的基礎力一部支那軍閥ノ爭闘ニ依ツテ動
搖シ且崩解サレルト云フカ如キコトハ絶對ニ無イノテアリマス
斯ノ如ク支那ノ社會的經濟的政治的統制ハ廣汎ナル國民的基礎ノ上
ニ打チ立テラレテ居リマスカラ政治家又ハ官吏等ニヨツテ統制サレ
テギルノハ極メテ小部分ニ過キナイノテアリマス即チ支那國民ハ各地坡ニ
ノ統制力ヲ有シマセヌ場合ニ於キマシテモ支那ハ決シテ他國ト同様
ノ狀態ニ陥ルモノテハナイノテアリマス

於テ各々自治制又有シ圓滑ナル自律自主ノ行政ヲ施イテギルノテア

534 0535

533 0534

0568

REEL No. A-0114

アジア歴史資料センター

リマスコレハ他ノ近代國家ノ未タ到達シオラサル所テアリマス
日本ニヨツテ無能力ニシテ統制ナキ政府ト云ハレタル支那政府ノ下
ニアツテ目下革新事業カ漸次遂行サレツツアルノテアリマスソノ主
ナル舉業ヲ列擧致シマスレハ
一數千哩ノ自動車道路ノ建設
一河川港灣監督舉業ノ完成
一銀行法ノ改善
一通貨制度ノ確立
一政府ヲシテ歳算ノ平衡ヲ保タシムルニ足ル財政組織ノ確立
等テアリマス

ケテ参リマシタ

教育ニ關シマシテモ殆ント之ト同様テアリマス

關東、廈門、南京等支那ノ大都市ハ最近驚クヘキ發展ヲ致シマシタ
ノテ久シ振リニ之等大都市ヲ訪問シタ外人ハ其ノ發展振リニ一驚ヲ
與シテ居ルノテアリマス 支那傳道ニ從事シテ居ル一米人宣教師ハ
廈門ノ發展振リニ關シ其ノ警報中ニ次ノ如ク述ヘテ居リマス
「廈門ノ發展振リハ非常ナモノニ有之候ヘバ同市ノ發展振リヲ逃フ
ルニ先立チ大袈裟ナル帶キ方ナリトノ非難攻撃ヲ受クルヤモ計ラ
レサルニ就キ慎重ナル注意ヲ以テ御報告申上候」

支那ニ起リツツアム三大合成運動ヲ根底的ニ考察シテミマスルニ之
ハ從來ノ政治的革新運動ト異ツテ重要性ヲ持ツテハ居リマスカ尙社
會的文化的革新運動ニ比較スレハ同等ノ重要性ヲ有シテ居ルトハ云

1175

ヘマセヌ然シテ此ノ三大革新運動ノ進展ニ依リマシテ支那ハ過去數百年間國家生活ノ根底ヲナシテ居リマシタ威ノ國民的總意ノ支持ヲ現在ニ於テモ受ケテ居ルト云フコトカ明カニナリマシタ舉ハ真ニ意義アル事ト存シマス此ノ三大革新運動ハ實ニ支那民衆ノ總意ニ依ルモノテアリマシテ日本ノ如ク政府ノ獨裁的權力ニヨリ國民ニ強要スアリマシテ政府等ヨリ權力ヲ以テ其ノ進展ヲ迅速ナラシムト云フ力如キコトハ殆ントナイノテアリマス然シ其ノ完成セントスル所ノモノカ民衆ノ總意ニ基ツイテ行ハレルモノトスレハ獨裁的方法ヲ用ヒテ迅速ニ完成シタルモノヨリ遙カニ堅苦ニシテ水激的ナルモノニナル事ハ疑フ餘地カナイノテアリマス

最近松岡氏力極東ノ學應ヲ米國ニ於テ説明サレタ際同氏ハ支那ニ起

朝鮮總督府

1175

リツツアル革新運動ノ進展ヲ充分認メナカラ今ヤ支那ハ殆ント國家的瓦解ニ直面セリト極旨サレテ居ルノテアリマス私ハ松岡氏自身並松岡氏ノ此ノ首ヲ信用セントスル人々ニ今ヨリ約七十五年以前土耳古ニ關シテ述ヘラレタ言葉ヲ想起シテ頂キ度イト考ヘマス

トインピー教授ノ「土耳古」ト云フ書物ニ依リマスト露國皇帝ニコラス一世カ英國駐露大使ニ向ヒ土耳古ハ何時死ヌカ判ラヌ病人テアルト云ツタノテアリマス

當時土耳古ハ疲弊困憊ソノ極ニ達シテ居マシタノテ各國ハ土耳古ハ何時崩解スルカラムト考ヘ又ソウ信シテ居タノテアリマシタ然ルニ其ノ後土耳古ハロザース平和會議ノ結果明カニ其ノ健康ト勇氣ノ回復ヲ外部ニ示シ始メタノテアリマス一方土耳古ヲ瀕死ノ重病人ニ醫ヘマシタ露亞帝國ハ彼ノニコラス一世ノ據世ヨリ約七十三年

538 0539

537 0538

REEL No. A-0114

0570

アジア歴史資料センター

1175

後ニ忽然トシテセントペテルスブルグヨリ否全露國ヨリソノ聲ヲ消
シテシマツタノテアリマス

土耳其ハ其ノ後病床ヨリ起キ上リマシテ轉地療養ノ目的テコンスタ
ンチノブルヨリアンゴラヘト歩行ヲ極ケ目下其威ニテ元氣ヲ回復シ
ツツアルノテアリマス

私ハニコラス一世、謀叛ニ於ケル大誤謬ハ結局彼力土耳其ノ特異性
ヲ熟知シテ居ナカツタコトカ大原因テアルト思ヒマス私ハ各國力支
那ニ封シマシテニコラス一世ノ爲シタヤウナ誤謬ニ陷ラレナイコト
ヲ希望スルモノテアリマス

支那國內ニ絶エス争亂ノ勃發致シマスコトハ遺憾ナカラ事實テアリ
マスカ私ハコレヲ以テ支那崩解ノ兆候テアルトハ考ヘナイノテアリ
マヌ私ハコレヲ以テ寧ロ支那ノ進歩發展ニ對スル努力ノ示現テアル

1175

朝鮮總督府

0591

ト考ヘテ居ルノテアリマス

私力茲ニ充分ナル確信ヲ以テ暗黙ト御約束ノ出來ルコトハ近キ將來
ニ於キマシテ支那ハ必ヌ實力アリ統制力アル政府ヲ樹立致シマシ
テコレニ依リ支那國民ヲ經濟的ニモ將又文化的ニモ一層向上發展セ
シメ且各國ノ尊重ニ價スル主権ヲ確立シ以テ一致協力世界平和確立
ノ使命ヲ全フルニ至ルテアラウト云フコトテアリマス

540

0541

539 0540

REEL No. A-0114

アジア歴史資料センター

極

秘

1175

一九三三年四月十日

日支論爭（自一九三一年九月十八日至一九三二年二月二十二日）

朝鮮總督府

在南京中華民國外交部情報局發行
朝鮮總督官房外事課譯

1175

緒 説

朝鮮總督府

本意見書ハ支那主席代表顧惠慶氏ガ一九三二年二月二十二日國際聯盟事務總長ニ提出シタモノデアル。幾ニ顧氏ヘ一月二十九日事務總長ニ宛テタル書翰ニ於ナ聯盟ハ其ノ規約第十一條ニ基キ日支紛爭事件ヲ解決サント試ミ居ルモ更ニ第十條並第十五條ヲモ之ニ適用ベシト要求シタノデアル。

即チ第十五條第一項ニハ

一聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛爭發生シ第十三條ニ依ル仲裁裁判又ヘ司法的解決ニ付セラレザルトキハ聯盟國ヘ當該事件ヲ聯盟理事會ニ付託スベキコトヲ約ス何レノ紛爭當該國モ紛争ノ存在ヲ事務總長ニ通告シ以ナ前記ノ付託ヲ爲スコトヲ得事務總長ヘ之ガ充分ナル取調及審理

542

0543

541

0542

REEL No. A-0114

0592

アジア歴史資料センター